平成２３年（フ）第５９７号
愛知県知立市西町新川34番地６　新川コーポ13号、前住所長野県長野市中越１丁目17番26号
債務者　山田　真吾（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
愛知県刈谷市大正町７丁目403番地　リトルアイランド106号
債務者　藤田　里江
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
三重県松阪市駅部田町831番地23
債務者　栗本　則子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７３号
京都府京丹後市大宮町周枳693番地の１
債務者　和田ひろ子
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５８号
京都府福知山市字内記22番地　惇明ビル５－Ｉ号、申立時の住所京都府福知山市字天田626番地の４
債務者　三輪　靖人
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
京都府福知山市字内記22番地　惇明ビル５－Ｉ号、申立時の住所京都府福知山市字天田626番地の４
債務者　三輪　朋子
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
北海道虻田郡洞爺湖町泉26番地　泉公園団地１―204
債務者　前田　勇太
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
北海道白老郡白老町字北吉原172番地
債務者　宮内　秋生
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第７地割68番地４
債務者　小本　榮子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７５号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣296番地34エポ21―103号室
債務者　冨樫　　満
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７６号
山形県鶴岡市小真木原町７番６号
債務者　後藤　倫世
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第５２９号
那覇市牧志１丁目４番53―207号シティハウス牧志緑ケ丘公園、申立時の住所茨城県笠間市石井甲11番地
債務者　藤井　基秀
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５５３号
茨城県水戸市元吉田町254番地の４　シャテーニュ山崎Ｂ棟105号、旧住所茨城県水戸市東台２丁目７番３号　ベルエポックＩ・101号
債務者　山本　満帆
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６３号
茨城県水戸市元吉田町1536番地の２　フラット50・Ｂ棟102号
債務者　加藤　幸広
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９１号
茨城県水戸市青柳町3657番地の179　ＧＲＥＥＮＷＯＯＤＰＡＲＫⅡ・Ａ―２号
債務者　松川　敦子
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９２号
茨城県水戸市白梅３丁目２番10―305号　水戸共同ビルＮＯ６
債務者　松本　　茂
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所